

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（四件）

○保安林の指定施業要件の変更の予定

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（三件）

### 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）

### 宮城海区漁業調整委員会

○流し網漁業等の制限

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

## 告 示

○宮城県告示第八百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県告示第八百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十五日

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区	令和四年十一月八日	気仙沼市唐桑町浦九十 一七 島山 淳 気仙沼市唐桑町石浜百 八十五 柏木 和史	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第三号（第十八条の四）に規定するわかめ養殖業	二十三人

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の塩釜支所の地区	令和四年十一月八日	塩竈市舟入二丁目四一 二一 佐藤 秀秋 塩竈市牛生町十四一 二 赤間 元男	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第十八条の四に規定するわかめ養殖業	九人

宮城県知事 村井嘉浩

加入区名 宮城県第百四加入区	区域 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区	同意成立の届出年月日 令和四年十一月八日	発起人の住所及び氏名 石巻市福貴浦字土手三十一番七 阿部一弘 石巻市狐崎浜字鹿立屋敷六十六番二 平塚文人	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第百九十九号)第十八条の四に規定するわかめ養殖業	区域内特定養殖業者数 三十七人
-------------------	---	-------------------------	--	---	--------------------

○宮城県告示第八百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

加入区名 宮城県第百四加入区	区域 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区	同意成立の届出年月日 令和四年十一月八日	発起人の住所及び氏名 塩竈市伊保石百四十六番十三 櫻井弘 塩竈市青葉ヶ丘五十一番六 桜井好夫	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第百九十九号)第十八条の四に規定するこんぶ養殖業	区域内特定養殖業者数 二人
-------------------	---	-------------------------	--	---	------------------

○宮城県告示第八百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借(R4W)一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年十月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億六千四十七万九千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年九月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察基幹系業務用端末装置等賃貸借（R4P）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一千七百四十九万六千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年九月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転者管理システム県独自機能構築等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年十月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 八千二百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和二年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊一の

とおり公表する。

令和四年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

○宮選管告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和三年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

令和四年十一月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和四年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間 令和五年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域 金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 漁業時期 令和五年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

五 操業の条件

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三号）第六十条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

四による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を漁業時期終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連 番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推 進 種 馬	機 関 及 力	操 業 時 期	届 出 者		着 業 業 種		
							住 所	氏 名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業種類の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船名 \_\_\_\_\_ 丸 (漁船登録番号 \_\_\_\_\_)
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所屬漁協名	乗組員数	人
船名	目合：寸分 (cm)	
漁船登録番号	1張り当たりの総延長：m	
総トン数	1張り当たりの使用反数：反	
推進機関の種類及び馬力数	総使用張り数：張り (※何張り敷設しているか記入する。)	
	馬力又はキロワット式	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃料費	人件費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他( )	( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他( )	( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和四年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 關 哲 夫

一 制限期間

令和四年十二月一日から令和五年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第五十二条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分